パイプシャフトに設置する燃料電池発電設備の取扱い

1 対象となる設備

固体高分子型及び固体酸化物型の燃料電池発電設備のうち出力10kW未満で、一般財団法人日本ガス機器検査協会が実施する検査基準等に適合したもの又はそれと同等以上の防火上の安全性を第三者機関若しくは製造者等で実施した試験データ等から消防機関において確認されたものを言います。

2 条例等の運用

パイプシャフトに設置する燃料電池発電設備は、標準設置型と扉内設置型の2種類があります。また、パイプシャフトに設置する時は、審査・検査基準、第3章、第2節、第11給湯湯沸設備、3、(2)(工及びカを除く。)、(4)(ア、(イ)及びイ、(イ)を除く。)、(5)及び(6)を準用してください。この場合において、「ガス機器」とあるのは、「燃料電池発電設備」と、「入力」とあるのは「出力」と、「23kW以下」とあり、及び「70kW以下」とあるのは「10kW未満」と読み替えるものとします。

3 留意事項

- (1) コ・ジェネレーションシステムは燃料電池発電設備及び排熱利用設備により一つのシステムとして構成されます。また、排熱利用設備は主に貯湯槽及び熱源機で構成されます。熱源機は、給湯湯沸設備が設置されます。設置に際しては、燃料電池発電設備については条例第8条の3、給湯湯沸設備については条例第8条の2がそれぞれ適用されます。
- (2) パイプシャフトに設置する燃料電池発電設備の出力が10kW未満又は給湯湯沸設備の入力が70kW未満であれば、条例第57条に定める届出は要しません。

4 その他

家庭用燃料電池を用いたコ・ジェネレーションシステムは、ガス業界の統一名称で「エネファーム」と呼ばれています。

凡例

条例:火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)

審査・検査基準:東京消防庁火災予防規程事務処理要綱(平成3年8月1日予予第778号予 防部長依命通達)第13に規定する予防事務審査・検査基準